

諮問番号：令和4年度諮問第9号

答申番号：令和4年度丹行服答申第3号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

年金支給額に対して国民健康保険税が高すぎる。

憲法に基づく文化的生活を保障すべきである。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び令和4年丹波市条例第4号（令和4年4月1日施行）による改正後の丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号。以下「条例」という。）に基づく適正な賦課決定である。

3 審理員意見書の要旨

(1) 本件処分は、法及び条例の規定に基づいたものと認められる。

(2) 審査請求人は、年金支給額に対して国民健康保険税が高すぎる、憲法に基づく文化的生活を保障すべきであると主張するが、本件処分が法及び条例の規定に基づく適正なものと認められることから、審査請求人の当該主張によっても本件処分を違法又は不当と認めることはできない。

4 審査会の判断の理由

(1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

(2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について

妥当である。

(3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を申し立てるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。